

長野市ケア会議 議題提出

中部地域包括支援センター地域ネットワーク会議から提起された地域課題

「介護保険料未納により給付制限を受けるケースへの早期 対応について」

1. 課題と背景・現状

- ・ 介護保険料の納付が適切になされない場合、介護保険課賦課収納担当が督促状送付・催告書送付にあわせて、徴収員が訪問し督促する。
- ・ それでもなお、未納の場合、本人の介護保険サービス利用時に自己負担額が3割となり給付制限を受ける。(令和元年度中に給付制限を受けた者：24例、令和2年度：28例)
- ・ このようなケースの中で、認知機能低下、経済困窮、親族の支援がない、などが理由で保険料未納となる場合がある。
- ・ 給付制限を受けているケースの対応に、地域包括支援センターやケアマネジャーがあたり、苦慮している。介入時には時すでに遅く、入院になったり亡くなったりすることもある。介護保険サービスが必要でも、経済困窮で利用料が支払えないため利用できず、長期化すると手立てもない。早期に予防的に介入する必要性がある。

2. 地域課題解決に向けた取り組み（方針）

- ・ 介護保険料未納のケースに対して徴収員が訪問の際、認知症の疑われる者、生活支援が必要な人や経済困窮などの実態がうかがわれるケースについて、包括支援センター職員が訪問し、早期から予防的介入を行い、給付制限を受けずに済むように働きかけられるような仕組みを整備したい。